

令和二年三月三日受領
答弁第七一号

内閣衆質二〇一第七一号

令和二年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出保釈中に国外逃亡した被告人への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出保釈中に国外逃亡した被告人への対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの課税上の問題については、個別の事案に係るものであることから、お答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「国際社会の趨勢か」の意味するところが明らかではないため、この点に関するお尋ねについてお答えすることは困難であるが、我が国が締結した条約又は確立された国際法規において、御指摘の「罪証隠滅または逃亡のおそれがあっても配偶者との面会を無制限に認めるよう定めるもの」があるとは承知していない。

四について

御指摘の「起訴されるべき人物」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。